第

5686

号

 $\frac{RE \stackrel{\longleftarrow}{ADAS}}{U-\vec{y}_{7} \times 297}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2017年)平成29年 4月 6日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

ゆ リベート

A: 一定の要件を満たすリベートは、交際費になりません。

【解説】

メーカー等が、売上げを伸ばす目的で得意 先へリベートを支払うことはよくあります。

このリベートの取扱いは、次の要件を満た すものについては、売上割戻し等として損金 に算入することが認められています。

- ①得意先の事業者に対して支出するものであること
- ②売上高や売掛金の回収高に比例して、又は 売上高の一定額ごとに行うものであること
- ③②の基準によらない場合、得意先の営業地域の特殊事情、協力度合い等を勘案して行うものであること
- ④金銭で支出するものであること
- ⑤リベートを支払った先の得意先では収益に 計上されるものであること

ただし、これらの要件を満たさないリベートについては、交際費として取り扱われます。したがって例えば、得意先の従業員に対してリベートを支払うようなときは、それが販売実績や回収実績等に基づいているものであっても、事業者に対して支払うものではありませんので、交際費に該当することになります。







